

青森市児童福祉施設の設置及び管理に関する条例（平成十七年条例第百十七号）

新旧対照表（第一条関係）

改正後			改正前		
第一条・第二条　〔略〕 （名称、位置等）			第一条・第二条　〔略〕 （名称、位置等）		
第三条　〔略〕			第三条　〔略〕		
2　〔略〕			2　〔略〕		
3　児童厚生施設のうち児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。			3　児童厚生施設のうち児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。		
番号	名称	位置	番号	名称	位置
一	青森市立後潟児童館	青森市大字六枚橋字磯打二五番地八	一	青森市立後潟児童館	青森市大字六枚橋字磯打二五番地八
二	青森市立戸山児童館	青森市大字戸山字赤坂三五番地三	二	青森市立戸山児童館	青森市大字戸山字赤坂三五番地三
三	青森市立野内児童館	青森市大字野内字菊川一五九番地二	三	青森市立野内児童館	青森市大字野内字菊川一五九番地二
四	青森市立高田児童館	青森市大字高田字日野二二六番地	四	青森市立高田児童館	青森市大字高田字日野二二六番地
五	青森市立安田児童館	青森市大字安田字近野三七〇番地	五	青森市立安田児童館	青森市大字安田字近野三七〇番地
六	青森市立相野児童館	青森市富田二丁目二十七番七号	六	青森市立相野児童館	青森市富田二丁目二十七番七号
七	青森市立平新田児童館	青森市大字原別字袖崎一番地三二	七	青森市立平新田児童館	青森市大字原別字袖崎一番地三二
八	青森市立三内児童館	青森市大字三内字沢部二〇九番地一	八	青森市立三内児童館	青森市大字三内字沢部二〇九番地一
九	青森市立奥内児童館	青森市大字清水字浜元四五番地	九	青森市立奥内児童館	青森市大字清水字浜元四五番地
—	（削除）	（削除）	十	青森市立浪岡中央児童館	青森市浪岡大字浪岡字細田二〇〇番地二
十	青森市立五本松児童館	青森市浪岡大字五本松字松本一六番地	十一	青森市立五本松児童館	青森市浪岡大字五本松字松本一六番地
十一	青森市立王余魚沢児童館	青森市浪岡大字王余魚沢字北村元二九番地	十二	青森市立王余魚沢児童館	青森市浪岡大字王余魚沢字北村元二九番地

改正後			改正前		
十二	青森市立女鹿沢 児童館	青森市浪岡大字女鹿沢 字東富田五七番地二	十三	青森市立女鹿沢 児童館	青森市浪岡大字女鹿沢 字東富田五七番地二
十三	青森市立平川児 童館	青森市浪岡大字浪岡字 平野一七四番地三	十四	青森市立平川児 童館	青森市浪岡大字浪岡字 平野一七四番地三
十四	青森市立吉野田 児童館	青森市浪岡大字吉野田 字木戸口一〇番地一	十五	青森市立吉野田 児童館	青森市浪岡大字吉野田 字木戸口一〇番地一
十五	青森市立杉高児 童館	青森市浪岡大字高屋敷 字後田三二番地一	十六	青森市立杉高児 童館	青森市浪岡大字高屋敷 字後田三二番地一
第四条～第七条 〔略〕			第四条～第七条 〔略〕		